

平成28・29年度市職員の募集

※詳細は必ず試験案内をご確認ください

▶ 行政監理室
☎(32)6182

募集職種	募集人数	受験資格	※各職種とも、全ての要件を満たす方
■福祉の部			
①事務職	5人程度	■ 学校教育法による高等学校以上を卒業した方（これらと同等の資格があると認められる方）で、昭和32年4月2日～平成3年4月1日に生まれた方 ■ 社会福祉士又は精神保健福祉士の登録を受けており、社会福祉事業を営む社会福祉法人又は医療法人等において勤務経験が1年以上ある方	
■社会人の部 ※年齢制限を緩和します。書類選考を行う場合あり			
②事務職	5人程度	■ 学校教育法による高等学校以上を卒業した方（これらと同等の資格があると認められる方）で、昭和32年4月2日以降に生まれた方 ■ 平成21年6月1日～平成28年5月31日の期間において民間企業等における職務経験を5年以上有する方* ■ ③については、各職種区分に関連する職務経験があること ※民間企業等における職務経験には、会社員、公務員（嘱託職員・臨時職員を含む）、団体職員、自営業者等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間を算入し、当該期間が複数ある場合は通算	
③技術職 (土木・建築・ 機械・化学)	若干名		
■大学卒の部			
④事務職	15人程度	■ 学校教育法による大学以上を卒業した方又は平成29年3月に卒業見込みの方（これらと同等の資格があると認められる方）で、昭和62年4月2日以降に生まれた方 ■ ⑤については、各職種区分に関する学科を専攻していること	
⑤技術職 (土木・建築・ 機械・化学)	若干名		
■短大卒の部			
⑥技術職 (土木・建築・ 機械・化学)	若干名	■ 学校教育法による短期大学（高等専門学校を含みますが、専修学校、各種学校などは含みません）を卒業した方又は平成29年3月に卒業見込みの方（大学に2年以上在学して62単位以上を修得している方など、これらと同等の資格があると認められる方を含みますが、大学卒の部に該当する方を除きます） ■ 昭和62年4月2日以降に生まれた方 ■ 各職種区分に関する学科を専攻していること	
■身体に障がいのある方			
⑦事務職	若干名	■ 学校教育法による高等学校以上を卒業した方又は平成29年3月に卒業見込みの方（これらと同等の資格があると認められる方）で、昭和47年4月2日以降に生まれた方 ■ 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている方 ■ 自力で通勤ができ、介助（者）なしで事務職としての職務遂行が可能な方 ■ 活字印刷の出題及び口頭による面接試験に対応できる方	
■資格・免許職の部			
⑧言語聴覚士	若干名	■ 言語聴覚士の免許を有する方又は平成29年3月31日までに取得見込みの方 ■ 昭和32年4月2日以降に生まれた方	
⑨作業療法士	若干名	■ 作業療法士の免許を有する方又は平成29年3月31日までに取得見込みの方 ■ 昭和32年4月2日以降に生まれた方	
⑩看護師	若干名	■ 看護師の免許を有する方又は平成29年3月31日までに取得見込みの方 ■ 昭和32年4月2日以降に生まれた方	

○技術職（土木）については、③、⑤、⑥合わせて10人程度 ○事務職（短大卒）、高校卒の採用試験は秋ごろに実施予定です

○☎に職員採用PR動画を掲載していますので、ご覧ください

採用予定 平成28年10月1日または平成29年4月1日 **申込期間・方法** 6月1日(火)～15日(水)に提出書類を持参または郵送（消印有効） **提出書類** 試験案内または☎をご確認ください **試験案内の入手方法** 行政監理室（本庁舎6階、☎でダウンロード可）または郵送で請求 **申込先・詳細** 〒053-8722 苫小牧市旭町4-5-6 行政監理室 ☎(32)6182 **第1次試験日・会場** 平成28年7月24日(日) 苫小牧駒澤大学（予定） **試験科目** 全ての職種でSPI3（一部の職種で専門試験あり）

公職選挙法が改正されました

▶ 選挙管理委員会事務局 ☎(32)6764

改正公職選挙法が7月予定の参議院選挙から適用されます。今回の改正では主に次の3点が変更となります

1 選挙権年齢が18歳へ引き下げられます

選挙権年齢が現行の20歳以上から18歳以上に引き下げられます。投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。進学や就職で実家を離れる場合などには、転出先の市町村へ住民票を移しましょう

2 旧住所地で投票できる場合があります

選挙人名簿に登録されるのは、18歳以上の日本国民で、本市に3カ月以上住民票がある方です。登録は定時登録

（年4回）と選挙時登録の際に行われます。登録される前に転出したときは、転出前の市町村の選挙人名簿登録者として、本市で投票ができる場合があります。また、本市転入後3カ月未満の方は旧住所地で投票できる場合があります。旧住所地へ投票に行けない場合は、本市で不在者投票ができますので詳しくはお問い合わせください

3 投票所に入ることができる子どもの範囲の拡大

投票所に入ることができる子どもの範囲が、現行の幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大されました